

市 からの 連絡 帳

届け出・税・年金

市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 3月7日(土)・8日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)
 ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

バイク・軽自動車の廃車などは3月中に手続きを

軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されます。転出した場合、盗難に遭った場合、既に使用していない場合、所有者が替わった場合は、3月中に手続きをしてください。
 軽自動車税は月割課税制度がありませので、ご注意ください。
□取扱窓口
 ◇125cc以下のバイク・小型特殊自動車…市民税課(田無庁舎4階・☎042-460-9826)
 ◇125ccを超えるバイク…多摩自動車検査登録事務所(☎050-5540-2033)
 ◇軽四輪自動車…軽自動車検査協会多摩支所(☎050-3816-3104)
 ◆市民税課 田(☎042-460-9826)

平成27年度の徴収業務の引き継ぎを開始

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・学童クラブ育成料などについて、一定条件の下、担当課より徴収業務を債権回収対策担当に引き継ぎ、徴収の強化に取り組んでいます。
 平成27年4月から新たに債権回収対策担当に引き継ぎとなる方には、3月上旬に担当課より通知を発送し、4月以降は、債権回収対策担当で一元的に滞納整理を実施します。
 お困りの事情で滞納がある場合はそのままにせず、まずは担当課にご相談ください。
 ◆納税課 田(☎042-460-9834)

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

平成27年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、4月1日(水)～6月1日(月)を予定しています。詳細は、市報4月1日号でお知らせする予定です。
 ◆資産税課 田(☎042-460-9829・9830)

障害年金をご存じですか

年金給付には、病気や怪我などで一定の障害の状態になったときに給付される障害年金があります。
 初めて医師の診察を受けた日(初診日)の時点で納付要件を満たす方は、初診日から1年6カ月が経過した日(またはそれ以前に症状が固定した日)から請求できます。
 初診日に加入している制度によって、次のとおり相談・手続き先が異なりますので、ご確認ください。
 ◇国民年金加入中や20歳より前に初診日があるとき…市役所
 ◇厚生年金加入中や厚生年金・共済年金加入者の被扶養者の期間中に初診日があるとき…年金事務所
 ◇共済年金加入中に初診日があるとき…各共済組合
 ◇60～64歳の間に初診日があるとき(老齢基礎年金を受給していない場合)…市役所
 ※20歳より前に初診日があるとき、納付要件はありません。ただし、障害年金の受給権を得ても本人の所得などによって受給が制限される場合があります。初診日から1年6カ月の時点が20歳より前のときは、20歳から請求が行えます。
□市役所での受付・相談
 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階 ※要予約☎042-438-4020)
 田 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉・子育て・教育

大気汚染医療費助成18歳以上の新規認定終了

東京都大気汚染医療費助成制度改正に伴い、18歳以上の方の新規申請の受け付けを3月31日(火)で終了します。生年月日が平成9年4月1日以前の方で現在認定を受けている方は、引き続き更新の手続きをすると医療費の助成を受けること

ができます。助成を希望する方は、東京都から送付される更新申請書類が届きましたら、有効期間満了の1カ月前までに健康課で更新の手続きをしてください。
 田 東京都福祉保健局(☎03-5320-4492)
 ◆健康課 田(☎042-438-4021)

義務教育就学児医療費助成制度～医療証をお送りします～

現在④医療証をお持ちで、3月末日が期限の方(平成20年4月2日～翌年4月1日生まれの方)へ、4月から使用できる⑦医療証を3月下旬にお送りします。
 市では、義務教育就学児で健康保険に加入しているお子さんに、⑦医療証を交付しています。医療証をお持ちでない方は、申請が必要ですので、医療証交付申請書を提出してください。
 ◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

児童扶養手当制度改正に伴う申請はお早めに

ひとり親家庭などの状態(父および母が重度の障害を有する場合も含む)にある児童を養育している方に支給される児童扶養手当について、平成26年12月1日以降は、公的年金給付額などの額が手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給可能となりました。
 この制度改正に伴う経過措置として、平成26年12月1日に支給対象となる方は、3月31日(火)までに申請をすれば、平成26年12月分から支給されます。該当する方でまだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。
□申請に必要なもの
 戸籍謄本、年金の受給状況が確認できる書類など

□児童扶養手当支給月額
 全部支給…4万1,020円
 一部支給…4万1,010円～9,680円(所得に応じて10円刻み)
 第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算
 ※受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限があります。
 ※詳細は、お問い合わせください。
 ◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員への登録を希望する方は出席してください。
時・場 ①3月9日(月)午前10時～正午・田無総合福祉センター
 ②3月19日(木)午前10時～正午・保谷保健福祉総合センター
定 20人 ※保育あり：10人(申込順)
持 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚・印鑑・82円切手1枚(会員証郵送用)・ボールペン
申 各回前日(休日の場合は直前の平日)の午後5時までに田無へ
問 ファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)
 ◆子ども家庭支援センター(☎042-425-3303)

平成27年度 学校施設使用団体登録

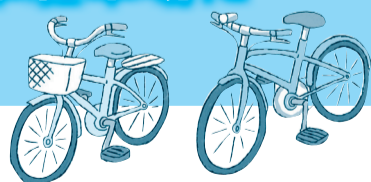
市立学校施設を使用するためには、年度ごとに団体登録が必要です。平成27年度の使用を希望する場合は、社会教育課(保谷庁舎3階)窓口で新規登録または更新手続きを行ってください。
 ◆社会教育課 田(☎042-438-4079)

一時保育利用登録の更新

平成27年度以降も一時保育の継続を希望する方は、更新手続きが必要です。
□受付期間 3月2日(月)～13日(金)
□手続きが必要な方 1月末までに登録した方(2月以降に登録した方・これから登録する方は手続不要)
□提出書類 ①一時保育利用登録申請書 ②児童連絡票 ③食事アンケート ④食物アレルギーについての意見書(食物アレルギーのある児童のみ)
□配布・提出場所 一時保育実施園または保育課(田無庁舎1階)
 ※申請書は市HPからもダウンロード可
 ※既に登録している方に事前にお知らせはお送りしません。更新書類の提出がない場合は、4月1日(水)以降の一時保育が利用できませんので、ご注意ください。
 ※更新登録証は現在使用中のものと同じ番号になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。
◆平成27年度一時保育の変更点
□食物アレルギー
 ①食物アレルギーのあるお子さんの登録では、更新時に食物アレルギー意見書の提出が必要です。
 ※意見書の提出がないと利用できません。
 ②複数の食物アレルギー、コンタミ、アナフィラキシーショック、嚥下困難

などはお子さんの安全のため、申し込みをお断りする場合があります。
 ③前日夜間に予約を入れた場合は、園で対応できない場合があります。
□当日電話予約
 当日電話予約分はご利用枠を超えていても利用できます(午前8時30分～9時30分に実施園に電話してください)。
□無断キャンセル
 利用者から実施園に利用取消の連絡がなかった場合は、1回分の利用となります(利用料金は掛かりません)。
 ※当日の予約取消は、公共予約システムではできません。午前8時30分～8時45分に実施園に連絡してください(午後利用の場合も午前8時45分までにご連絡ください)。
□違反料金
 利用時間超過の場合は違反料金が加算されます(1時間300円。午前・午後共通)。午前利用者が午後1時を超過した場合は、1日利用料金になりますのでご注意ください。
□検温
 当日は検温をしてから登園してください。お子さんの健康状態確認のため、利用園で体温などを記入してもらいます。
□駐車場
 駐車場はありませんので、車での来園はご遠慮ください。
 ◆保育課 田(☎042-460-9842)

自転車は自転車駐車場に置きましょう



自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。
 歩道は、高齢者・障害者・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。そこへ自転車・バイクなどが放置されると、利用者の通行の障害となるばかりでなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。
 通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人

一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは、場所により制限あり)。
 各駅周辺には自転車駐車場があります。利用時には、係員の指示に従ってください。また、混雑時はほかの利用者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。
 ◆道路管理課 保(☎042-438-4057)